

5月は「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」です

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成される首都圏自転車安全利用対策協議会では、5月を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」とし、自転車の安全利用を促進する実効性のある取組として、一斉に啓発活動を実施します。

川崎市では、自転車の安全利用を促進するため、市内各所で啓発活動を実施します。

各区の取組等

各区において、チラシや啓発物を配布し、自転車の安全利用を呼び掛ける自転車マナーアップキャンペーン等を実施します。各区の実施内容は別紙「各区・地区キャンペーン等一覧」を参照ください。

また、本市独自の取組として、自転車交通事故多発地域※を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。

※市内では、川崎区・幸区・中原区・高津区・多摩区・麻生区の6区が指定されています(令和7年度)。

今年度の重点項目

- (1) 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進
- (3) 自転車損害賠償責任保険への加入促進
- (4) 飲酒運転の根絶

守りましょう！自転車の基本的な通行ルール

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

運転中のながらスマホは禁止です！

【令和6年11月1日改正道路交通法施行】

自転車運運転中のスマートフォン等の使用は最大で1年以下の懲役又は30万円以下の罰金です。



自転車はスマホを**2秒**ほど見ている間に
約10mも進んでいます！



自転車の安全運転を呼び掛けます。

自転車損害賠償責任保険等への加入は義務です！

神奈川県条例により、市内で自転車に乗る人は自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。

自転車事故の高額賠償事例

約9,500万円（平成25年7月神戸地方裁判所）

事故を起こし、相手に怪我をさせようと高額な賠償金の支払いを命じられることがあります。

問合せ

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 山根
電話 044-200-2354

(別紙)各区・地区キャンペーン等一覧

※キャンペーンの詳細については、各区役所・支所へ直接問合せください。

区・地区名	キャンペーン名等	実施予定日 (2025年)	実施場所	概要	問合せ先
川崎区 中央地区	自転車マナーアップキャンペーン	5月9日(金)	JR川崎駅北口・京急川崎駅前周辺	警察官による自転車利用者への交通ルール指導 及び交通ルールの遵守並びにマナーの向上を呼び かけながら、啓発物を配布。	川崎区役所危機管理担当 田村 電話:044-201-3112
川崎区 大師地区	地域巡回広報活動	5月12日(月)	川崎区大師地区管内	公用車で音源を流し、自転車のマナーアップをよ びかけ。	川崎区役所大師支所 松山 電話:044-271-0134
川崎区 田島地区	小学校PATへの啓発物配布	期間中	川崎区田島地区各小中学校	交通安全教室開催時に参加されたPAT等向けに チラシを入れた啓発物を配布する。	川崎区役所田島支所 川戸 電話:044-322-1965
	地域巡回広報活動	期間中	川崎区田島地区管内	車両を使った広報活動を行う。	
幸区	自転車マナーアップキャンペーン	5月21日(水)	鹿島田・新川崎駅および周辺駐輪場	自転車利用者のマナーアップを目的に、チラシと 啓発物を配布して自転車事故防止と交通安全を呼 びかける。	幸区役所危機管理担当 弓場 電話:044-556-6658
中原区	自転車マナーアップキャンペーン	期間中	ライフ宮内店	自転車の通行量が多いライフ宮内店において、運 転マナーの向上、安全運転を呼びかけるため、チラ シ等の配布活動を実施予定。また、自転車の安全 点検を同駐輪場で実施予定。	中原区役所危機管理担当 倉又 電話:044-744-3158
	自転車マナーアップキャンペーン	5月19日(月)	JR武蔵小杉駅横須賀線口	自転車の通行量が多いJR武蔵小杉駅横須賀線 口付近、駐輪場において、運転マナーの向上、安全 運転を呼びかけるため、チラシ等の配布活動を実 施予定。	
	自転車マナーアップキャンペーン	5月28日(水)	新丸子駅周辺	自転車の通行量が多い新丸子駅周辺、駐輪場 において、運転マナーの向上、安全運転を呼びか けるため、チラシ等の配布活動を実施予定。	
高津区	早朝街頭指導	5月1日(木)	溝口交差点 津田山陸橋交差点 梶ヶ谷交差点	朝の通勤・通学時間帯に幹線道路の主要交差点 において、歩行者、自転車利用者、自動車利用者 に街頭指導を行う。	高津区役所危機管理担当 上條 電話:044-861-3180
	まちかど交通安全 アピール活動	5月15日(木)	東二子交差点 坂戸踏切交差点	通行量の多いまちかどに立ち、通行する歩行者・ 自転車・車両等に交通ルールの遵守と交通マナー の向上を推進するため、呼びかける。	
	公共施設における広報活動	期間中	高津区役所、橋出張所、プラザ橋、 高津市民館、道路公園センター	区役所等公共施設におけるポスター掲示により、 自転車交通マナーアップの普及啓発を行う。	
宮前区	県民交通安全の日 交差点監視	5月2日(金)	野川小学校入口交差点	歩行者・自転車利用者に対して、のぼり旗や啓発 物の配布、街頭広報等により、自転車の運転マ ナーの向上と交通ルールの遵守を呼びかける。	宮前区役所危機管理担当 戒田 電話:044-856-3146
	高齢者交通安全の日交差点監視	5月15日(木)	鷺沼駅前(宮前地区) 神木本町交差点(向丘地区)	歩行者・自転車利用者に対して、のぼり旗や啓発 物の配布、街頭広報等により、自転車の運転マ ナーの向上と交通ルールの遵守を呼びかける。	
	宮前区役所等における のぼり旗の掲出による啓発	期間中	宮前区役所 向丘出張所	自転車マナーアップ強化月間期間中、宮前区役 所、向丘出張所において、のぼり旗を掲出し、来庁 者に対し自転車の交通安全を呼びかける。	
多摩区	自転車マナーアップキャンペーン	期間中	管理事務所のある区内駐輪場(8か所)	自転車乗用中の交通ルール・マナーの遵守を訴 えるため、管理事務所のある区内駐輪所に、契約 更新者への啓発チラシや傘差し運転防止用のレイ ンコートの配布を依頼します。	多摩区役所危機管理担当 渡會 電話:044-935-3127
	区内の掲示板等を使用した広報活動	期間中	協力団体の掲示板及び窓口	ながら運転禁止等の自転車乗用中の交通ルー ル・マナーの遵守を訴えるため、ご協力いただける 各団体へポスターの掲示を依頼し、区内全域での 交通安全意識の向上へ繋がります。	
	区内学校への自転車安全利用五則ポス ターの配布	期間中	区内学校	学生の自転車事故防止や自転車保険加入促進を 図るため、区内の学校にポスター掲示を依頼しま す。	
	保育園・幼稚園への自転車ルール・マナー 啓発ポスターの配布	期間中	区内の保育園・幼稚園	園児を送迎する保護者の自転車事故を防止する ため、区内の保育園・幼稚園に、新入学園児の保 護者への啓発ポスターの掲示を依頼します。	
	多摩区役所での交通安全標語のぼり旗の 展示	5月19日(月)～ 5月23日(金)	多摩区役所1階アトリウム	区内小学校の3年生に募集した自転車ルールや マナーに関する交通安全標語の令和6年度最優秀 賞作品が印刷されたのぼり旗を多摩区役所1階ア トリウムに展示します。	
麻生区	自転車マナーアップ強化キャンペーン①	5月1日(木)	麻生区役所駐輪場 新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第1 施設	麻生区役所駐輪場や市営駐輪場の利用者に対 して、啓発物の配布と自転車マナー向上の呼びかけ を行う。	麻生区役所危機管理担当 青柳 電話:044-965-5372
	自転車マナーアップ強化キャンペーン②	5月14日(水)	はるひ野駅前駐輪場	はるひ野駅前駐輪場の利用者に対して、啓発物 の配布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	
	自転車マナーアップ強化キャンペーン③	5月22日(木)	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第1 施設	市営駐輪場の利用者に対して、啓発物の配布と 自転車マナー向上の呼びかけを行う。	
	自転車マナーアップ強化キャンペーン④	5月26日(月)	柿生駅前駐輪場	柿生駅前駐輪場の利用者に対して、啓発物の配 布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	